

【意見】

沼田市では1人1台と言われるほどの車社会ですが、チャイルドシートの着用率は低いように感じます。特に幼稚園・保育園の送り迎えできちんと着用している車は極端に低く、子どもは窓から身を乗り出して職員に手を振るなど、親も職員もチャイルドシートを着用する事についての意識が低すぎます。

まず、妊婦健診や両親学級などで啓蒙し、各分娩施設でもチャイルドシート着用での退院を義務付け、(新生児を抱っこそのまま車に乗せて退院している親が多い上に、分娩施設でも黙認しているようです) 道路交通法で定められているから、と言うよりは、大切な子どもの命を守るものだという認識を全ての市民に持ってもらう事が大切だと思います。

また、保育園・幼稚園でも送り迎えの時のチャイルドシート着用を徹底させ、シートがない場合は入園を許可しないなどの厳しい基準を設けるなどの対策をしないと、いつか取り返しの付かない事故に発展する恐れがあります。

女：30代：市内在住

【回答】

平成12年4月1日より、車に同乗している6才未満の幼児を事故等の被害から守るため、特別な状況を除き、チャイルドシートの使用が義務づけられました。

警察庁による昨年の統計では、6才未満のチャイルドシートの使用率は、1才未満が最も高く、年齢が高くなるにつれて低下しており、群馬県での6歳未満全体の使用率は約46パーセントにとどまっています。

ご意見のとおり、単に法令遵守からだけでなく、チャイルドシートの着用が子どもの命を守るという認識を、運転手の皆さんに持っていただくことが大切であり、使用率向上にもつながるものと考えています。

園児が通園する際のチャイルドシートの使用について、現在幼稚園や保育園で実施しております交通安全教室での指導や、母子手帳交付の際の周知、幼稚園や保育園から保護者への指導をお願いする等、機会を通じて、啓蒙に努めてまいりたいと思います。

また、入園の許可条件とすることにつきましては、すでに法令により運転者に対して義務化されていることであり、対応は難しいと思われませんが、ご意見につきましては、その旨を関係部局へおつなぎして対応したいと思います。

担当：民生部環境生活課